

○総務省令第二百二十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令
登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。
別表第四号第三の二の表船舶局の項を次のように改める。

船		
基本及び予備設備		
船上通信設備、双方向無線電 話、船舶航空機間双方向無線 電話及びレーダー	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 変調特性	電池を備えるものは、その 有効期限の確認を含む。
衛星非常用位置指示無線標識	一 周波数	電池の有効期限の確認を含

附則

		局	船
	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	搜索救助用位置指示送信装置	ポンド 搜索救助用レーダトランス
	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	搜索救助用位置指示送信装置	ポンド 搜索救助用レーダトランス
四	識別信号	四 識別信号	五 識別信号
三	空中線電力	三 空中線電力	四 無変調送信時間
二	占有周波数帯幅	二 占有周波数帯幅	三 伝送速度
一	周波数	一 周波数	二 空中線電力
		電池の有効期限の確認を含む。	電池の有効期限の確認を含む。

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。